令　和　５　年　度

津　山　市　農　業　委　員　会

（１０月定例会議事録）

令和５年１０月１０日（火）１４時００分～
津山市役所　本庁舎２階　大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数１９名

出　席　委　員（１６名）

１．長森	健樹	２．井家上	淑子	３．山下	英男	４．齊藤	主税
５．土井	京三	６．尾島	宏明	７．甲田	勉	９．太田	裕恭
10．吉野	夏己	11．藤木	祥史	12．髙畑	亨	13．植本	幸男
14．高山	武仁	17．大峪	毅	18．林田	繁隆	19．寺谷	政史

欠　席　委　員（　３名）

８．坂本　弘治　　15．仁木　紹祐　　16．児玉　伸正

事　　務　　局（　８名）

尾埆　局長　　大田　次長　　定兼　主任　　上谷　主任　　北原　主任
小田　主任　　亀澤　主任　　大内　主事

議　　事

議案第　４８号　農地法第３条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第　４９号　農地法第４条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第　５０号　農地法第５条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第　５１号　非農地証明願承認について

議案第　５２号　耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第　５３号　農用地利用集積計画の承認について

議案第　５４号　農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）

報告第　　７号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

報告第　　８号　農地改良届出書の受理について

その他

議　事　録

別　紙　の　通　り

（１４：００～）

尾　埆　局　長　定刻が参りましたので、令和５年１０月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員１９名中１６名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第６条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長　森　会　長　皆様大変ご苦労様です。農作業についても片付いた頃ではないかと思います。今年は農作業中の事故の話も耳にしておらず、今後も農機具等のアフターケアを含めまして十分ご注意いただければと思います。

１区の農業委員が新たに任命され、定員１９名での定例会となりますのでよろしくお願いいたします。

以上となります。会議が円滑に進行いたしますように、皆様方の特段のご配慮をお願いいたします。

先程開催された運営委員会の報告を尾島運営委員長よろしくお願いします。

尾　島　委　員　先ほど開催されました第７回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長　森　会　長　ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。９番太田委員、１０番吉野委員よろしくお願いします。

それでは、議案第４８号農地法第３条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）　議案の説明の前に取り下げが１件ありましたので、ご連絡いたします。

４ページの申請番号５－２についてですが、申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。４ページの申請番号５－２の申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。それでは、議案第４８号の説明をいたします。

今回、津山地区から７件、加茂地区から２件、勝北地区から３件、久米地区から１件、合計１３件の申請です。議案書のページで申しますと、１ページから４ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

１－１についてですが、南新座の５９歳の男性から、沼の５６歳公務員の女性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして１－２についてですが、高野本郷の８８歳の女性から、河面の６６歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして１－３についてですが、下田邑の９４歳の女性から、同じく下田邑の６６歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして１－４についてですが、岡山県苫田郡鏡野町の４６歳の男性から、弥生町の４１歳経営者兼農業の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして１－５についてですが、河辺の６３歳の女性から、同じく河辺の５８歳会社員の男性への増反による所有権移転です。

続きまして１－６と１－７についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。１－６は下田邑の７１歳の男性から、１－７は下田邑の６３歳の男性から、東一宮の３５歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請７件は全て、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）　続きまして、加茂地区の説明をいたします。

２－１・２－２の２件についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。２－１の譲渡人は岡山市北区の７８歳の男性、２－２の譲渡人は奈良県天理市の５１歳の女性、以上の譲渡人から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請２件は全て、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）　続きまして、勝北地区の説明をいたします。

４－１についてですが、西中の８１歳の男性から、同じく西中の７８歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、４－２についてですが、岡山市東区の７０歳の女性から、西下の６７歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、４－３についてですが、大阪府豊中市の７６歳の男性から、兵庫県明石市の７４歳農業の女性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画書どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。

住民票は県外においてありますが、生活拠点は津山市市場にあり、対象農地と隣接しております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、勝北地区の申請３件は全て、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）　続きまして、久米地区の説明をいたします。

５－１についてですが、宮部下の６８歳の男性から、同じく宮部下の７２歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請１件は、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第４８号の説明は以上です。

長森会長　ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

長森会長　１番長森です。

１－１についてですが、坂本委員に代わってご説明します。事務局の説明のとおり特に問題ないと伺っております。

甲田委員　７番甲田です。

１－２について説明します。譲受人の耕作地は申請地周辺にあり、適正に管理されております。増反による所有権移転で特に問題はございません。

髙畑委員　１２番髙畑です。

１－３について説明します。二宮及び下田邑が申請地として上程されております。二宮の農地についてですが、適正に管理されております。下田邑の農地については、林田委員より適正に管理されていると聞いております。また、譲受人の農地は全て適正に管理されており、問題はないと思います。

長森会長　１番長森です。

１－４及び１－５について説明します。坂本委員に代わって説明します。坂本委員から特段問題ないと聞いております。

林田委員　１８番林田です。

１－６及び１－７について説明します。譲受人については下田邑の実家隣接地に自宅を建築されております。申請地において、ぶどうの栽培をしたいと聞いており

ます。

藤　木　委　員　１１番藤木です。

２－１及び２－２について説明します。現在も水稲をされており、取得後も維持管理を行うと聞いております。

尾　島　委　員　６番尾島です。

４－１についてですが、譲受人は畑等で野菜やぶどうを作付し、適正に耕作されておりますので問題ありません。

４－２についてですが、譲受人が長年耕作されており、問題ありません。

齊　藤　委　員　４番齊藤です。

４－３についてですが、譲受人の住所が県外となっておりますが、数年前から市場で生活をされております。新規就農ということで、自宅の側で果樹を作付したいとのことで、イチジクや栗、柿などの果樹を植えられておりますので、よろしくお願いいたします。

植　本　委　員　１３番植本です。

５－１について説明します。適正に耕作されておられますので問題ないと思います。

長　森　会　長　ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

それでは次に議案第４９号農地法第４条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）　議案第４９号の説明をいたします。

今回、津山地区から２件、勝北地区から１件の合計３件の申請です。議案書のページは５ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

１－１番・下高倉西の田、８９㎡の件です。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第１種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は下高倉西にお住いの男性です。転用事業者は、申請地の北側の農地を親族に譲る計画があるため、隣接する農地へ機械が入るための進入路を確保するために転用するものです。転用にあたり、田面の一部をすき取り、再生クラッシャーラン等を敷き均し、十分に締め固めを行う計画になっています。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高倉土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。第１種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

１－２番・院庄の田、954㎡の件です。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は、神戸にお住いの男性です。転用事業者は農地の縮小を図っており、休耕田であり、かつ、太陽光発電施設を設置・管理しやすい土地である申請地を有効利用する為、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂が流出することは無いと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（勝北）　勝北地区の説明をいたします。

４－１番・新野山形の田、471㎡の件についてです。
農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第１種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.25ｍの居宅１棟及び全高3.6ｍの車庫１棟で、建ぺい率は35.9％です。転用事業者は大田にお住いの男性です。現在、申請者はアパート暮らしをしていますが、子どもができ手狭になったため、家庭菜園ができ、高齢な義父母の介護が可能な場所で、災害の被害をうけにくく、周辺農地への影響の少ない申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、離隔を十分にとって盛土を行い、離隔がとれない部分は擁壁を設置します。雨水は盛土を行わない部分は現行のまま自然浸透とし、行った箇所は舗装勾配により集水し既存排水路に接続します。生活雑排水は合併浄化槽を経由するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝北町土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。
第１種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。
議案第４９号の説明は以上です。

長　森　会　長　ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

高　山　委　員　１４番高山です。
１－１についてですが、２枚並んでいる農地の奥側への進入路ということですが、既存の進入路もありますが、歩道や落差があり危険ということで申請されたものです。周辺農地に悪影響はありません。

髙　畑　委　員　１２番髙畑です。
１－２についてですが、この転用によって周辺に悪影響を及ぼすことは無いと考えられますので、よろしくお願いいたします。

尾　島　委　員　６番尾島です。
４－１について説明します。譲受人の配偶者の実家近くに自宅を建てられるということで問題ありません。

長　森　会　長　ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊
ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊
ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
続きまして議案第５０号農地法第５条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）　それでは、議案第５０号の説明をいたします。
今回、津山地区から所有権移転６件、使用貸借権設定２件、加茂地区から所有権移転１件、勝北地区から使用借権設定１件の合計１０件の申請です。議案書のページは６ページから８ページです。
１－１番・下高倉西の田、499㎡、所有権移転についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第１種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約6.5ｍの居宅１棟で、建ぺい率は22.2％です。転用事業者は、高野山西にお住いの男性です。現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、祖父から申請地を譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近は北側に法面を施工し、西側は進入路及び法面を施工する計画になっています。また、雨水については自然浸透及び既存の排水路に排水、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高倉土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けており

ます。第１種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

１－２番・近長の田、1,446㎡の内29.4㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、水道管埋設のための一時転用で、期間は令和５年１１月１日から令和６年３月３１日までです。転用事業者は、近長にお住まいの男性です。転用にあたり、小規模な掘削であるため、土砂の流出の恐れは少ないと思われます。また雨水については、自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－３番・二宮の畑、5.24㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は施設の拡張で、施設の概要は庭です。転用事業者は、二宮にお住いの男性です。申請地は狭小な農地で耕作ができず、庭として利用をするため転用するものです。転用にあたり、コンクリート舗装を施工するため、土砂の流出の恐れは少ないと思われます。また、雨水については、市道側溝へ排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－４番・大谷の田、1,509㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は、分譲宅地６区画です。転用事業者は岡山県美作市に本店を置く資本金の額2,000万円の有限会社で、主な事業は建設業並びに宅建業です。転用にあたり境界付近は、東・南側は既存の擁壁があるため、南側に擁壁を設置します。北側は隣接地と同じ高さに造成する計画になっています。また、雨水については、自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－５番・国分寺の田、2,064㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造２階建て全高約7.6ｍの建売住宅８棟及び道路で、全体の建ぺい率は24.6％です。転用事業者は、北園町に本店を置く資本金の額1,200万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁を施工し、雨水については、敷地内に側溝を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－６番・国分寺の田、500㎡、使用貸借権の設定についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約6.1ｍの居宅１棟で、建ぺい率は24.4％です。転用事業者は、国分寺にお住いの男性です。現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、将来のことを考え実家近くに居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり境界部分には、北・東・西側は安定した法面等があるため、南側のみに擁壁を設置します。雨水については既存の側溝に排水し、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用

目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－７番・河辺の宅地、799㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、倉庫用地で、施設の詳細は全高約１０ｍの冷蔵保管倉庫及び露天駐車場です。転用事業者は、河辺に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は食品加工・製造業です。転用事業者は、農地法を十分に理解していなかったため、平成２１年頃に許可を得ずに倉庫を建築していたもので、その是正のために転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界付近にはコンクリート擁壁や角フリューム等が設置してあり、露天駐車場は舗装をしているため、土砂の流出の恐れは少ないと思われます。また、雨水については側溝に排水しているなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。河辺町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－８番・上田邑の雑種地、1,723㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、露天駐車場、通路、飲食用テラスです。転用事業者は、岡山県岡山市北区にお住まいの男性です。譲渡人が農地法を良く理解していなかったため、平成１１年に許可を得ず宅地への進入路や車庫・倉庫を建築していましたが、この度、転用事業者が申請地及び申請地に隣接する宅地を買い受け、飲食店等を営む為に転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界付近にはブロック塀や安定した法面等があるため、土砂流出の恐れは少ないと思われます。また、雨水については、自然浸透及び側溝に排水しているなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。榎町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）　続きまして、加茂地区の説明をいたします。

２－１番・加茂町公郷の宅地、453 ㎡の追認案件についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、木材製材所で、施設の概要は全高 4.8m程度の鉄骨平屋建ての木材製材所です。転用事業者は、加茂町公郷にお住まいの男性です。転用事業者は、農地法を良く理解していなかったため、適正な手続きを経ずに木材製材所を建築してしまっていたもので、是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁で補強してあり、雨水排水については、既存水路へ接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町公郷藤ノ木町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（勝北）　続きまして、勝北地区の説明をいたします。

４－１番・安井の田、370㎡、使用賃借権の設定についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造２階建て全高7.67m程度の居宅１棟で、建ぺい率は22.8%です。転用事業者は、東一宮にお住いの男性です。現在、アパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、将来のことを考え実家近くに居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し盛土部分の崩壊による土砂流出を防ぎ、雨水排水については、沈殿桝に流入するように、生活雑排水については公共下水道に接続し既存排水路に流入しないようにするなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩手池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けており

ます。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。
議案第５０号の説明は以上です。

長　森　会　長　ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。

高　山　委　員　１４番高山です。
１－１についてですが、譲渡人の孫の家を建てたいということでやむを得ないと思います。近隣農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われます。

甲　田　委　員　７番甲田です。
１－２についてですが、水道管埋設のための一時転用につきまして、問題ないと考えます。

髙　畑　委　員　１２番髙畑です。
１－３についてですが、農地を庭として利用するということで、転用によって周辺の農地に悪影響を及ぼすことはないと考えます。

長　森　会　長　１番長森です。
坂本委員に代わって説明します。１－４についてですが、事務局からの説明のとおり、申請事由が分譲宅地ということで問題ないと聞いております。
１－５及び１－６、１－７についてですが、特に問題ないと聞いております。

林　田　委　員　１８番林田です。
１－８について説明いたします。譲渡人の住所が県外となっておりますが、数年前まで田邑地内に居住されており、体調の具合もあり、ご親族がおられる県外へ引っ越しをされ、空き家となっておりました。申請地の隣地にログハウス調の建物があり、その土地も購入されるということです。近隣の土地の方にとっては、空き家だった場所の整備が整うので喜ばれるのではないかと思っております。現地も確認し、地元の町内会長ともお話をする中で非常に良いお話だということで了解しております。皆様、ご理解をお願いいたします。

児　玉　委　員　１６番児玉です。
２－１について説明します。現在、木材製材所として使用しているため追認案件となります。被害防除計画も出ており、周辺農地に影響を及ぼすこともありません。町内会の意見書もあり、問題ないと考えます。

土　井　委　員　５番土井です。
４－１について説明します。ご子息の家を建てられるということで申請されております。隣接の農地は親御さんの農地で、市道に隣接しており、排水についても下水を使用するということで特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

長　森　会　長　事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊
ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊
ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
続いて議案第５１号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。

植　本　委　員　１３番植本です。
５－１についてですが、国土調査の際にズレがあって、宅地の中に農地が入っており、そのまま登記されており是正されるものです。

長　森　会　長　筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。

＊
ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊
ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、議案第５２号耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。

井家上委員　２番井家上です。

１－１について説明します。地目は田ですが、現況は山林原野化ということで、影になる場所であり、苔が生息し、１０～２０ｃｍ程度の雑草が茂っているという状況です。農地としての利用はおそらく出来ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

山　下　委　員　３番山下です。

３－１についてですが、山林原野化しており致し方ないと思います。

長　森　会　長　ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、議案第５３号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　議案第５３号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。

議案書のページは、１１ページから１５ページです。１１ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区１３筆、加茂地区４筆、勝北地区２７筆、久米地区５件の合計４９筆です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第５３号の説明は以上です。

長　森　会　長　議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、議案第５４号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権取得及び配分）について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　議案第５４号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分)、を説明いたします。議案書のページは、１６ページから１７ページです。１６ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区１筆、久米地区１筆の合計２筆です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第５４号の説明は以上です。

長　森　会　長　議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、報告第７号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事　務　局　報告第７号について説明します。議案書のページは１８ページから２４ページです。今回は、相続によるものが１１件８７筆となっております。また、届出があっ

	た農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。 その他詳細は議案書のとおりです。報告第７号の説明は以上です。
長　森　会　長	続きまして、報告第８号農地改良届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事　務　局	それでは、報告第８号の説明をいたします。 議案書のページで申しますと、２５ページです。今回は、津山地区から１件です。 １－１番につきまして、戸島の畑、1,129㎡の内50.28㎡について、隣接地への法面崩落防止のための擁壁及び排水施設を設置するものです。 報告第８号の説明は以上です。
長　森　会　長	議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
＊	ありません。
長　森　会　長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事　務　局	次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、１１月の定例委員会ですが、令和５年１１月１０日金曜日午後２時より、市役所本庁舎２階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、１１月の定例委員会ですが、令和５年１１月１０日火曜日午後２時より、市役所本庁舎２階大会議室で行います。運営委員会は、午後１時３０分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎４階農業委員会室に午後１時３０分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長　森　会　長	ありがとうございました。それではこれをもちまして定例会の審議を終了いたします。

（１５：００終了）